明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（**厚生労働**三四）　一

〔規則〕
○人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一〇―五―一〇）　五

〔告示〕
○天皇陛下は第三十四回国民文化祭・にいがた二〇一九及び第十九回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会に御臨場になる件（**宮内庁**一二）　六
○コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**一〇）　六
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**一〇八）　六
○植物性たん白の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**六七九）　六
○植物性たん白についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**六八〇）　六
○食用植物油脂の日本農林規格等を確認する件（**同**六八一）　六
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定道路を指定した件（**国土交通**三六五）　六
○水先人に免許を与えた件（**同**三六六）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**八四～八六）　八
○道路に関する件（**東北地方整備局**二八）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**三三、三四）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二九～三二）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**一九）　八

〔国会事項〕
内閣　文部科学省　文化庁　八

〔人事異動〕
官庁事項　八

〔皇室事項〕
諸事項　八

〔官庁報告〕
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（関東運輸局）　八

〔公告〕
官庁
財団関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八
会社その他

省令

○厚生労働省令第三十四号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八条の五第一項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

令和元年八月十九日

厚生労働大臣　根本　匠

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

目次

第一章　総則（第一条・第二条）　九
第二章　基本方針（第三条）　一〇
第三章　設備及び運営に関する基準（第四条―第三十二条）　一〇
附則　一〇

第一章　総則

（趣旨）

第一条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第三項第八号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）に係る法第六十八条の五第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第六十八条の五第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第六条及び第十三条の規定による基準

二　法第六十八条の五第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第十二条第四項第一号及び第六項第一号ハ並びに附則第三条第一項第一号の規定による基準

三　法第六十八条の五第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第十四条第一項から第六項まで、第二十八条及び第三十一条の規定による基準

四　法第六十八条の五第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第十条並びに第十一条第一項（利用期間に係る部分を除く。）及び第四項の規定による基準

五　法第六十八条の五第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

（無料低額宿泊所の範囲）

第二条　無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一　次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ　入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。